

県内のチップ工場における個人の持込み丸太の取り扱い

会社名	受取の可否	集荷の可否	連絡先	工場の所在地
山陰丸和林業株式会社	○	○	0852-23-1300	雲南市加茂町、津和野町
須佐チップ工業有限会社	○	○	0853-84-0414	松江市八幡町、出雲市佐田町、川本町
出雲地区森林組合	○	○	0853-48-2070	出雲市上島町
邑智郡森林組合	○	○	0855-72-0277	邑南町
山興緑化有限会社	○	○	0855-77-0035	美郷町、大田市波根町
播磨屋林業株式会社	○	○	0855-92-1125	江津市桜江町
清水木材有限会社	○	○	0855-27-2369	浜田市弥栄町
浦田木材株式会社	○	○	0855-22-0385	浜田市黒川町
伸和産業株式会社	○	○	0856-25-2333	益田市隅村町、益田市虫追町
株式会社益田原木市場	○	○	0856-22-0697	益田市高津
安野産業株式会社	○	○	0856-22-2255	益田市高津
齋藤木材株式会社	○	○	0856-25-2311	益田市神田町
有限会社石州造林	○	○	0856-72-0340	津和野町

丸太の受取や集荷の条件は、一般的には次のとおりですが、会社により詳細は異なりますので、個別にご確認ください。

1. 受取(買取り)の条件

(1) 製紙用チップの原料(木材)

- ①一定の大きさ(例:長さが1m以上で、小さい方の木口の直径が10cm以上)
- ②合法的※1)に伐採された木材であること

(2) 燃料用チップの原料(木材)

- ①一定の大きさ(例:(1)－①と同じ)
- ②枝・葉も可能だが、泥つきや腐敗したものは不可
- ③木質バイオマス証明※2)が必要

2. 集荷の条件

- (1)チップ工場が持っているトラックが木材の集積場所に横付けできて、満載になること
- (2)運搬代金が必要

3. ※1)※2)について

- (1)一般的に製紙用・燃料用とも原料の木材が森林法等のルールに沿って伐採されていることが求められます。
- (2)木材取引に必要な添付書類は様々ですが、木質バイオマスの由来区分と証明書添付書類(別紙2)を参考にしてください。そのうえで、個別に会社とご相談ください。